

時間外労働 割増賃金率の引き上げ

Q、中小企業の経営者です。月60時間を超える残業代の計算が変わると聞きました。

どのように変わるのか教えてください。

A、中小企業では、2023年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます(大企業は2010年4月適用済)。長時間労働を防止する観点から、事業所に対するペナルティとして引き上げられるものです。

改正のポイント

▼法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える法定時間外労働に対し、使用者は25%以上の率で計算した割増賃金を支払うことになっています。そして、月60時間を超える法定時間外労働に対しては、50%以上の率で計算した割増賃金を支払うことになります。

深夜労働との関係

▼月60時間を超える時間外労働を深夜(22時～翌朝5時)の時間帯に行かせた場合、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。

休日労働との関係

▼月60時間超の時間外労働時間の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った労働時間を含めます。割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいです。※法定休日労働の割増賃金率は35%です。

代替休暇

▼月60時間超の法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げた分の割増賃金を支払う代わりに、有給で休暇(代替休暇)を付与することができます。※労使協定の締結が必要です。

就業規則の変更

▼割増賃金率の引き上げに合わせ、就業規則の変更が必要となる場合がありますのでご確認ください。